

# 東京弁護士会人権賞歴代受賞者一覧

(敬称略)

年度	回	受賞者
1986	1	幼い難民を考える会 春陽会 尾崎 陸 (弁護士) 越山 康 (弁護士)
1987	2	日本国際ボランティアセンター(JVC) 兼松 左知子 渡辺 良夫 (弁護士)
1988	3	シャプラニール=市民による海外協力の会 鈴木 則子と中国帰国者の会 八杉 晴実 (学習塾経営)
1989	4	故・久保田 洋 (国連人権担当官 1989年ナミビアにて殉職) 広岡 知彦 ((財)青少年と共に歩む会常務理事) 女性の家 HELP(日本キリスト教婦人矯風会)
1990	5	北浦 雅子 (全国重症心身障害児(者)を守る会代表) 野村 かつ子 (海外市民活動情報センター代表) 社会福祉法人 基督教児童福祉会・国際精神里親運動部
1991	6	後藤 昌次郎 (弁護士) 在日韓国人問題研究所
1992	7	高橋 實/高橋 次子 戸塚 悦朗 (弁護士) アジア女子労働者交流センター
1993	8	高野 雅夫 故・梶原 和夫 (弁護士 1992年逝去)
1994	9	ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY 近藤 恒夫
1995	10	パレスチナ子どものキャンペーン マリエッタ吉田
1996	11	豊田 誠 (弁護士) すべての外国人に医療保障を!連絡会
1997	12	平沢 保治
1998	13	石川 左門 野沢 克哉 (東京都職員)
1999	14	AMDA国際医療情報センター 全国市民オンブズマン連絡会議
2000	15	三輪 照峰 (地福寺住職「世界ハンセン病友の会」代表) 特定非営利活動法人「アジア友好の家(FAH)」(The Friendly Asians Home)
2001	16	故・小笠原 登 (1970年逝去) 小山 道夫 (ベトナムの「子どもの家」を支える会 ベトナム事務所長)
2002	17	故・阿波根 昌鴻(2002年逝去) NPO法人 監獄人権センター 水谷 修
2003	18	KAPATIRAN(カパティラン) 田中 宏 NPO法人 日本子孫基金(現:NPO法人 食品と暮らしの安全基金)
2004	19	世界の子どもと手をつなぐ学生の会 大気汚染測定運動東京連絡会
2005	20	特定非営利活動法人 難民支援協会 横浜事件第三次再審請求弁護団
2006	21	救援連絡センター 特定非営利活動法人JFCネットワーク 大谷 藤郎

年度	回	受賞者
2007	22	特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会
2008	23	カネミ油症被害者支援センター 特定非営利活動法人 北朝鮮難民救援基金
2009	24	特定非営利活動法人 山友会 西 順司 一般社団法人 日本いのちの電話連盟
2010	25	牛久入管収容所問題を考える会 有限会社ビッグイシュー日本
2011	26	社会福祉法人カリヨン子どもセンター 布川事件桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会
2012	27	故・原田 正純 (2012年逝去) 無実のゴビンダさんを支える会 小野寺 利孝 (弁護士)
2013	28	上畑 鉄之丞
2014	29	故・神 美知宏 (2014年逝去)、故・苜 雄二 (2014年逝去) 故・本多 良男 (2014年逝去) 高柳 友子
2015	30	全国過労死を考える家族の会 故・黒田 裕子(2014年逝去)
2016	31	特定非営利活動法人 北関東医療相談会 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 海老名香葉子



第32回

# 東京弁護士会人権賞 候補者推薦受付中



# 東京弁護士会とは

あなたにとって身近な弁護士会を目指しています  
～基本的人権の擁護と社会正義の実現のために～

東京弁護士会は、1893年(明治26年)に設立された、創立120年以上の長い歴史を有し、約8,000人の弁護士会員数を誇る、日本最大規模の弁護士会です。

刑事弁護、子ども、高齢者、障がい者、女性、消費者、犯罪被害者、外国人、公害・環境など、あらゆる分野の人権問題に取り組むほか、市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充しています。

また、人権擁護の観点から、適正な司法制度の実現、立法その他の施策が具体化するように声明や意見書を発表したり、法務省や裁判所とも協議したりしています。

自治組織として、弁護士や弁護士会の改革も積極的に進めています。



**「東京弁護士会人権賞」とは** 東京弁護士会は、1986年(昭和61年度)から、東京弁護士会人権賞(略称「東弁人権賞」)を制定し、人権擁護活動に尽力されてきた方々を毎年表彰してまいりましたが、この賞を制定した趣旨は次のようなところにあります。

戦後、日本国憲法のもとに基本的人権は生まれて育ってきました。しかし、人権が侵される事例はまだまだあとを絶ちません。社会の変化とともに人権の中味も変わっていきまますし、新しい人権をも育てていかなければなりません。日本国憲法が謳っているように、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(97条)です。このような「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」(12条)ものです。

人権は、多くの人々のたゆみない努力によって、擁護され発展し、定着していくものです。弁護士法第1条は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定め、人権の擁護を弁護士の責務としています。

東京弁護士会はこうした責務を自覚し、いまなお人権に対する侵害が存在し、人権の内容の空洞化などが指摘されているなかで、人権擁護活動に地道な努力をつみ重ねてこられた方々を表彰し、人権の発展、定着に寄与することが極めて意義のあることと考えております。

## 第32回 東京弁護士会人権賞 候補者推薦のお願い

東京弁護士会人権賞が発足してから本年度で第32回目を迎えます。この賞は、当会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。

地道に活動されている方々を表彰するために、皆様から多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます。(他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください)

### 本賞の対象者は、次のような人権擁護活動をされた方々です。

- ① 人権侵害に対する救済活動－例えば、再審、冤罪事件の弁護活動等－
- ② 国際的な人権擁護活動
- ③ 人権にかかわる立法への貢献又は阻止の活動
- ④ 人権思想の確立のための研究、啓蒙活動
- ⑤ 公害・社会福祉の分野における人権活動
- ⑥ その他、新しい人権の確立のための活動



※推薦の締切りは、**2017年8月31日(木)**です。

原則として東京都内に住所、事務所又は活動の本拠をおく方々を表彰の対象としておりますが、その活動が全国的又は国際的に広がりをもつ方々も表彰の対象に含まれます。

候補者の推薦は、東京弁護士会事務局総務課「人権賞係」(03-3581-2204)までご連絡ください。推薦書類一式をご送付いたします。(推薦書類は、当会ホームページからもダウンロードできます) ※応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に受賞者を決定し、東京弁護士会の新年式(2018年1月11日)において表彰(副賞としてテミス像と50万円を贈呈)いたします。なお、詳しくは、当会ホームページ <http://www.toben.or.jp/> をご参照ください。

東京弁護士会 会長 瀧上 玲子

### 特定非営利活動法人 北関東医療相談会

1997年6月1日から活動を開始。「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動」を目的とし、2013年3月26日に「特定非営利活動法人 北関東医療相談会」となる。

群馬県・栃木県・埼玉県を中心に、日本で暮らす生活困窮者、特に外国籍の生活困窮者を対象に、無料の医療相談会を継続的に実施している。各地のボランティアの協力のもと、多くの受診者があり、医療からはじかれている人々の命の最後のセーフティネットとなっている。この相談会では、地域のフードバンク等とも連携して食糧支援が行われ、また、弁護士による法律相談も併設されている。2016年には東京都においても相談会が実施された。

近年は、難民申請中の仮放免の外国籍生活困窮者の支援を積極的に行っている。仮放免者は概ね健康上の理由で身柄の拘束を解かれるが、労働の制限が加えられる。しかし、生活上の保障はなく、健康保険の適用もない。仮放免者という国内に存在する「認定されない難民生活者」に光をあて、「すべての人が健康で平和な生活ができる共生社会の実現」に寄与している。

### 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

2003年9月1日から活動を開始。中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を擁護・救済することなどを目的とし、アスベスト(石綿)の被災者の労災認定者支援に長年経験のある団体が多数参加し、全国からの相談に応じている。

アスベストは戦前から多用されており、その危険性も調査されていたが、健康被害の情報が国民に知らされず、石綿工場労働者、その家族、近隣住民等に数万を越す被害を出している。建設作業にも多大な被害を生み、生徒急増期の学校などでアスベスト曝露させられた被害も発覚している。

そのような被害について社会的に知られる以前から調査・啓発し、被害者救済のため医学面、労災申請面、訴訟面において支援し、また、建設工事関連では、違法解体・改修工事の事前防止や事後解決にも尽力している。全国的な患者・家族の被災者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の事務局を2004年の設立時から務めてきた。さらに、校舎やビルの煙突内のアスベストなどについても提言し、再生砕石として広くまかされている砂利にアスベスト製品が紛れ込んでいることを突き止めるなど、先進的な取り組みを行っている。

今後もアスベスト被害は起り続けるであろうが、その際の救済・賠償をより確実なものにしめ一方、健康被害件数を減少させることに大きく寄与している。

### 海老名 香葉子氏

- 1933年 東京に生まれる
- 1945年 静岡県に疎開中、東京大空襲で家族6人を失う
- 1952年 落語家初代林家三平と結婚
- 1980年 三平死去。林家一門総勢30名余りを支えるため、随筆家として活動を始める
- 1992年 東京都の「平和の日記念行事企画検討委員会」委員に就任
- 2005年 私財を投じ、「慰霊碑 哀しみの東京大空襲」(東京都台東区寛永寺)と母子像「時忘れじの塔」(東京都台東区上野公園)を建立

第二次世界大戦における自身の戦争体験から二度と戦争を起こしてはならないという強い信念のもと、エッセイや絵本などを数多く著し、平和の尊さを訴え続けてきた。また、全国各地を回り、戦争の悲惨さを次の世代に引き継ぐために、語り部として今も精力的に講演活動を続けている。最近では、海老名名氏の著作(絵本)を子どもに読み聞かせた戦争を知らない若い世代が、「東京大空襲・戦災資料センター」などで、語り部として活動してお

り、海老名名氏の信念が次の世代に確実に引き継がれている。また、東京都の「平和の日記念行事企画検討委員会」委員でもある海老名名氏は、自ら私財を投じ、2005年3月に「慰霊碑 哀しみの大空襲」(東京都台東区寛永寺)と母子像「時忘れじの塔」(東京都台東区上野公園)を建立した。建立後は、自ら主催者として、私費で毎年供養式を執り行っている。

著作に「わたしたちの国に起きたこと」「母と昭和とわらべ唄」「お咲ちゃん」「半分のさつまいも」「うしろの正面だあれ」など他多数。

